

令和4年7月25日（月）

令和4年第7回宮古島市農業委員会総会議事録

議 長： ただ今から、令和4年第7回宮古島市農業委員会総会を開催いたします。
出席委員は17名で、定数に達しておりますので、宮古島市農業委員会会議規則
第11条により総会は成立しております。

議 長： それでは、日程第1議事録署名委員及び会議書記の指名についてですが、宮古
島市農業委員会会議規則第14条の規定により、議長から指名させていただくこ
とにご異議ありませんか。

委 員： 異議なし

議 長： それでは、11番：川満広紀委員、12番：久保弘美委員をお願いいたします。
なお、本日の会議書記には、事務局職員の国仲恵常 調整官を指名いたします。

議 長： それでは、日程第2議案第1号、「農地法第3条の規定による許可申請につい
て」を議題としますが、会議の運営上、有償移転、交換移転、賃貸借権、使用貸
借権、無償移転の順に説明と意見を求めたいと思いますが、よろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： それでは、議案第1号中、「農地法第3条の規定による許可申請（有償・交換
移転）について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたし
ます。

松川事務局：

今月の農地法第3条の規定による許可申請（有償・交換移転）は19件ござ
います。受付番号1番から19番の説明をいたします。

（内容省略）

受付番号1番から19番は、別紙参考資料1ページから19ページの調査書の
とおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満た
しております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議 長： ただいまの説明に関連して、担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。

議 長： 受付番号1番の現地調査の結果ならびに補足説明を1番委員をお願いいたします。

砂川委員：

受付番号1番の説明をいたします。場所は、宮國集落東側から新里集落向け南側500mに位置し、譲受人は機械等も所有して規模拡大で葉たばこ栽培です。

議 長： 次に受付番号2番・3番の現地調査の結果ならびに補足説明を2番委員をお願いいたします。

奥浜委員：

受付番号2番の説明をいたします。場所は、友利集落センターから北側400mに位置し、譲受人はサトウキビ苗畑として利用するとの事です。

奥浜委員：

受付番号3番の説明をいたします。場所は、久松中学校から西側150mに位置し、譲受人はサトウキビ栽培です。

議 長： 次に受付番号4番・5番の現地調査の結果ならびに補足説明を4番委員をお願いいたします。

仲里委員：

受付番号4番の説明をいたします。場所は、狩俣線の島尻集落入口から狩俣集落向けの四島の主から500m西側斜め向かいに位置し、譲受人は機械等も所有してサトウキビ栽培です。

仲里委員：

受付番号5番の説明をいたします。場所は、北増原の久志農園の西側に位置し、譲受人は機械等も所有してサトウキビ栽培です。

議 長： 次に受付番号6番の現地調査の結果ならびに補足説明を7番委員をお願いいたします。

砂川委員：

受付番号6番の説明をいたします。場所は、宮古島市総合博物館の東側300mに位置し、譲受人は機械等も所有してサトウキビ栽培です。

議 長： 次に受付番号7番の現地調査の結果ならびに補足説明を10番委員にお願いいたします。

川満委員：

受付番号7番の説明をいたします。場所は、城辺中央クリニックの西側に位置し、譲受人は路地栽培でイモ作等の栽培です。

議 長： 次に受付番号8番の現地調査の結果ならびに補足説明を14番委員にお願いいたします。

仲里委員：

受付番号8番の説明をいたします。場所は、下地中学校から入江集落向け700㎡に位置し、譲受人は機械等も所有してサトウキビ栽培です。

議 長： 次に受付番号9番・10番の現地調査の結果ならびに補足説明を15番委員にお願いいたします。

田名委員：

受付番号9番の説明をいたします。場所は、城辺長間一週道路添えのペンションとくやの東側に位置し、譲受人は30年以上の農業経営で機械等も所有してサトウキビ栽培です。

田名委員：

受付番号10番の説明をいたします。場所は、比嘉公民館の西側100㎡の太陽光パネルの横側に位置し、譲受人はサトウキビ栽培です。

議 長： 次に受付番号11番の現地調査の結果ならびに補足説明を16番委員にお願いいたします。

長濱委員：

受付番号11番の説明をいたします。場所は、下地与那覇集落のサニツ浜ふれあい広場会場の東側に位置し、譲受人は規模拡大でイモ・野菜作栽培です。

議 長： 次に受付番号12番の現地調査の結果ならびに補足説明を平良4区推進委員にお願いいたします。

津波古推進委員：

受付番号12番の説明をいたします。場所は、地盛公民館から東側300㎡に位置し、譲受人は機械等も所有してサトウキビ栽培です。

議 長： 次に受付番号13番の現地調査の結果ならびに補足説明を平良5区推進委員にお願いいたします。

砂川推進委員：

受付番号13番の説明をいたします。場所は、徳州会病院から松原集落向け500㎡に位置し、譲受人は10年間の農業経営で機械等も所有してサトウキビ栽培です。

議 長： 次に受付番号14番の現地調査の結果ならびに補足説明を城辺3区推進委員にお願いいたします。

下地推進委員：

受付番号14番の説明をいたします。場所は宮古島市リサイクルセンターの南西500～800㎡に位置し、譲受人は機械等も所有してサトウキビ栽培です。

議 長： 次に受付番号15番の現地調査の結果ならびに補足説明を城辺4区推進委員にお願いいたします。

砂川推進委員：

受付番号15番の説明をいたします。場所は東底原地区土地改良区に位置し、譲受人は機械等も所有してサトウキビ栽培です。

議 長： 次に受付番号16番の現地調査の結果ならびに補足説明を上野2区推進委員にお願いいたします。

下地推進委員：

受付番号16番の説明をいたします。場所は、上野給油所から西側300㎡に位置し、譲受人は機械等も所有してサトウキビ栽培です。

議 長： 次に受付番号17番の現地調査の結果ならびに補足説明を伊良部1区推進委員にお願いいたします。

長嶺推進委員：

受付番号17番の説明をいたします。場所は、旧伊良部高校から西側500㎡に位置し、譲受人は10年以上の農業経営で機械等も所有してサトウキビ栽培です。

議 長： 次に受付番号18番と19番の現地調査の結果ならびに補足説明を15番委員にお願いいたします。

田名委員：

受付番号18番と19番の説明をいたします。場所は、比嘉公民館から南西1kmに位置し、譲渡人と譲受人との交換移転で機械等も所有してサトウキビ栽培です。

議長： ありがとうございます。これより質疑に入りますが、13番・砂川寛裕委員に関する事項があるため、宮古島市農業委員会会議規則第12条「議事参与の制限」により、一時退席をお願いいたします。質疑・採決の終了後に入室・着席をお願いします。

《 13番委員退室 》

議長： 改めまして、これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手でお願いいたします。

委員： 質疑なし

議長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。議案第1号中、「農地法第3条の規定による許可申請（有償・交換移転）」受付番号1番から19番について、原案のとおり決定してよろしいですか。

委員： 異議なし

議長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。では、13番委員の入室・着席を認めます。

《 13番委員入室・着席 》

議長： 次に、議案第1号中、「農地法第3条の規定による許可申請（賃借権の設定）について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

松川事務局：

今月の農地法第3条の規定による許可申請（賃借権の設定）は、4件でございます。受付番号20番から23番の説明をいたします。

（ 内容省略 ）

受付番号20番から23番は、別紙参考資料20ページから23ページの調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議長： ただいまの説明に関連して、担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。

議長： 受付番号20番の現地調査の結果ならびに補足説明を8番委員をお願いいたします。

喜屋武委員：

受付番号20番の説明をいたします。場所は福山集落の東側2kmに位置し、譲受人は、所有者変更に伴う再設定でカボチャ作栽培です。

議長： 次に受付番号21番の現地調査の結果ならびに補足説明を15番委員をお願いいたします。

田名委員：

受付番号21番の説明をいたします。場所は城辺小学校の南東1kmに位置し、譲受人は30年以上の農業経営で機械等は兄弟の機械を借用してサトウキビ栽培です。

議長： 次に受付番号22番の現地調査の結果ならびに補足説明を城辺2区推進委員をお願いいたします。

野路推進委員：

受付番号22番の説明をいたします。場所は、皆福公民館の北側に位置し、譲受人は畜産経営で機械等も所有して牧草作栽培です。

議長： 次に受付番号23番の現地調査の結果ならびに補足説明を上野3区推進委員をお願いいたします。

友利推進委員：

受付番号23番の説明をいたします。場所は、上野小・中学校間の道路を北側300mの交差点の西側に位置し、譲受人はトウガン・カボチャ作栽培です。

議長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委員： 質疑なし

議長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。議案第1号中、「農地法第3条の規定による許可申請（賃借権の設定）」受付番号20番から23番について、原案のとおり決定してよろしいですか。

委員： 異議なし

議長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長： 次に、議案第1号中、「農地法第3条の規定による許可申請（使用貸借権の設定）について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

松川事務局：

今月の農地法第3条の規定による許可申請（使用貸借権の設定）は、1件でございます。受付番号24番の説明をいたします。

（内容省略）

受付番号24番は、別紙参考資料24ページの調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議長： ただいまの説明に関連して、担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明を上野2区推進委員をお願いいたします。

下地推進委員：

受付番号24番の説明をいたします。場所は、保良地区のオーシャンリンクスゴルフ場から平良方面向け300メートルに位置し、譲受人は20年以上の農業経営で、機械等も所有してサトウキビ栽培です。

議長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。議案第1号中、「農地法第3条の規定による許可申請（使用貸借権の設定）」受付番号24番について、原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 次に、議案第1号中、「農地法第3条の規定による許可申請（無償移転）について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

松川事務局：

今月の農地法第3条の規定による許可申請（無償移転）は3件でございます。受付番号25番から27番の説明をいたします。

（内容省略）

受付番号25番から27番は、別紙参考資料25ページから27ページの調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。議案第1号中、「農地法第3条の規定による許可申請（無償移転）」受付番号25番から27番について、原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 日程第2議案第1号は原案どおり決定いたしました。

議 長： 次に、日程第3議案第2号、「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（利用権貸借）の承認について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

川満事務局：

今月の農地利用集積計画（利用権貸借）は、1件でございます。受付番号1番の説明をいたします。

（内容省略）

以上、計画書の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議 長： ただいまの説明に関連して、担当委員の方から受付番号1番の現地調査の結果ならびに補足説明を事務局をお願いいたします。

川満事務局：

受付番号1番の説明をいたします。場所は、市営鯖置団地の西側に位置し、譲受人は農地中間管理機構で賃貸借してサトウキビ栽培です。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。議案第3号、「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（利用権貸借）の承認について」を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、日程第3議案第2号は原案のとおり決定いたしました。

議 長： 次に、日程第4議案第3号、「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（所有権移転）の承認について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

川満事務局：

今月の農地利用集積計画（所有権移転）は3件でございます。受付番号1番から3番の説明をいたします。

（内容省略）

以上、計画書の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議 長： ただいまの説明に関連して、担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。

議 長： 受付番号1番の現地調査の結果ならびに補足説明を平良1区推進委員をお願いいたします。

砂川推進委員：

受付番号1番の説明をいたします。場所は、狩俣集落センターから南側の海沿いに位置し、譲受人は機械等も所有してサトウキビ栽培です。

議 長： 次に受付番号2番の現地調査の結果ならびに補足説明を城辺3区推進委員をお願いいたします。

下地推進委員：

受付番号2番の説明をいたします。場所は、比嘉集落入口から北側200mに位置し、譲受人は機械等も所有してサトウキビ栽培です。

議 長： 次に受付番号3番の現地調査の結果ならびに補足説明を上野2区推進委員をお願いいたします。

下地推進委員：

受付番号3番の説明をいたします。場所は、宮古広域消防上野出張所から西側に位置し、譲受人は機械等は両親の機械を借用してサトウキビ栽培です。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。議案第3号、「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（所有権移転）の承認について」を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、日程第4議案第3号は原案のとおり決定いたしました。

議 長： 休憩します。

議 長： 再開します。

議 長： 次に、日程第5議案第4号、「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

上地事務局：

今月の農地法第4条第1項の規定による許可申請は、3件でございます。受付番号1番から3番の説明をいたします。

（内容省略）

以上、受付番号1番から3番は、参考資料の許可基準適合表のとおり、農地法第4条第2項各号及び農地法施行規則第47条各号の要件を満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議 長： ただいまの説明に関連して、現地調査担当委員の方から受付番号1番の現地調査の結果ならびに説明を9番委員をお願いいたします。

國仲委員：

現地調査報告をいたします。日時は令和4年7月8日（金）に、調査員として10番：川満里志委員、芳山会長、事務局の渡真利局長、上地次長、前泊調整官、仲間さんの合計7名で調査し、日程として午前9時30分から午後2時30分まで現地調査、午後2時45分から午後4時15分まで事務局にて調査内容調整会議、7月15日の内部審査会での4条申請3件、5条申請9件、合計12件の調査内容の結果、特に違反等は見受けられませんでした事を報告します。

國仲委員：

受付番号1番の説明をいたします。場所は、仲宗根アルミ工場の南側に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第2種農地、その他、宅地・原野等に囲まれた周辺農地が10ha未満の農地と判断しました。

議長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委員： 質疑なし

議長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号1番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員： 異議なし

議長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長： 次に受付番号2番の現地調査の結果ならびに説明を9番委員をお願いいたします。

國仲委員：

受付番号2番の説明をいたします。場所は、城辺の市営新城団地から北側350mに位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりあり、農地区分は農振農用地、農業用施設の例外規定と判断しました。

議長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委員： 質疑なし

議長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号2番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員： 異議なし

議長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 次に受付番号 3 番の現地調査の結果ならびに説明を 9 番委員にお願いいたします。

國仲委員：

受付番号 3 番の説明をいたします。場所は、下地庁舎の北側に位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりあり、農地区分は第 1 種農地、概ね 10ha 以上規模の一団の農地、集落接続の例外規定と判断しました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手でお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号 3 番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 日程第 5 議案第 4 号は原案どおり決定いたしました。

議 長： 次に、日程第 6 議案第 5 号、「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

上地事務局：

今月の農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請は、9 件でございます。受付番号 1 番から 9 番の説明をいたします。

(内容省略)

以上、受付番号 1 番から 9 番は、参考資料の許可基準適合表のとおり、農地法第 5 条第 2 項各号及び農地法施行規則第 4 7 条各号の要件を満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議 長： ただいまの説明に関連して、現地調査担当委員の方から受付番号1番の現地調査の結果ならびに説明を9番委員にお願いいたします。

國仲委員：

受付番号1番の説明をいたします。場所は、沖縄製糖工場株式会社の南側に位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりあり、農地区分は第3種農地、4割街区、街区の面積に占める割合が40%を超えている区画の農地と判断しました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号1番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 次に受付番号2番の現地調査の結果ならびに説明を9番委員にお願いいたします。

國仲委員：

受付番号2番の説明をいたします。場所は、鏡原小学校の北側に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第2種農地、その他、住宅・公共施設等に囲まれた周辺農地が10ha未満の農地と判断しました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号2番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 次に受付番号3番の現地調査の結果ならびに説明を9番委員にお願いいたします。

國仲委員：

受付番号3番の説明をいたします。場所は、青潮園の北側400[㎡]に位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりなし、農地区分は第1種農地、概ね10ha以上規模の一団の農地、集落接続の例外規定と判断しました。

議 長： 受付番号3番の第1種農地に関する集落接続の例外規定についての検討については、事務局より説明を受けてから、農業委員の皆さんと検討していきたいと思っております。

前泊事務局：

第1種農地・集落接続の例外規定については、集落とは10戸以上の家屋があることではありますが、隣との距離が1・5軒分（40m程度の距離）までであれば、対照では無いかと言うことで、申請してあります。

議 長： 県の常設審議会においても同じような事項がありました。

川満委員：

県の指針が変わったのであれば、県の指針と照らし合わせて、宮古島市農業委員会の内部規定等を定めてから、全員で勉強会を実施して、今後の検討会を決定していければ良いと思っております。

各委員： 賛成します。

議 長： 受付番号3番に関しては、宮古島市農業委員会の内部規定を定めてから決定したいと思いますので、今回は保留とします。

議 長： 次に受付番号4番の現地調査の結果ならびに説明を10番委員にお願いいたします。

川満委員：

受付番号4番の説明をいたします。場所は、與那覇地区の防災センターの北側120㎡に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第2種農地、その他、宅地・原野等に囲まれた周辺農地が10ha未満の農地と判断しました。

議長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委員： 質疑なし

議長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号4番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員： 異議なし

議長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長： 次に受付番号5番の現地調査の結果ならびに説明を10番委員をお願いいたします。

川満委員：

受付番号5番の説明をいたします。場所は、創価学会宮古文化会館の東側450㎡に位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりなし、農地区分は第2種農地、その他、宅地・原野等に囲まれた周辺農地が10ha未満の農地と判断しました。

議長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委員： 質疑なし

議長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号5番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員： 異議なし

議長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 次に受付番号6番の現地調査の結果ならびに説明を10番委員にお願いいたします。

川満委員：

受付番号6番の説明をいたします。場所は、創価学会宮古文化会館の東側450㎡に位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりなし、農地区分は第2種農地、その他、宅地・原野等に囲まれた周辺農地が10ha未満の農地と判断しました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手でお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号6番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 次に受付番号7番の現地調査の結果ならびに説明を10番委員にお願いいたします。

川満委員：

受付番号7番の説明をいたします。場所は、伊良部小・中学校一貫教育校の西側200㎡に位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりあり、農地区分は第1種農地、概ね10ha以上規模の一団の農地、集落接続の例外規定と判断しました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手でお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号7番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員： 異議なし

議長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長： 次に受付番号 8 番の現地調査の結果ならびに説明を 10 番委員にお願いいたします。

川満委員：

受付番号 8 番の説明をいたします。場所は、沖縄県警察安全運転学校宮古分校の北側に位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりあり、農地区分は第 1 種農地、概ね 10ha 以上規模の一団の農地、集落接続の例外規定と判断しました。

議長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委員： 質疑なし

議長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号 8 番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員： 異議なし

議長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長： 次に受付番号 9 番の現地調査の結果ならびに説明を事務局にお願いいたします。

上地事務局：

受付番号 9 番の説明をいたします。場所は、久松中学校の北側に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第 2 種農地、その他、宅地・公共施設・障害の多い道路等に囲まれた周辺農地が 10ha 未満の農地と判断しました。

議長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委員： 質疑なし

議長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号9番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員： 異議なし

議長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長： 日程第6議案第5号は原案どおり決定いたしました。

議長： 次に、日程第7議案第6号、「非農地証明交付申請の承認について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

松川事務局：

今月の非農地証明願は、5件でございます。受付番号1番から5番の説明をいたします。

(内容省略)

以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議長： ただいまの説明に関連して、現地調査担当委員の方から受付番号1番の現地調査の結果ならびに説明を8番委員をお願いいたします。

喜屋武委員：

受付番号1番の説明をいたします。7月12日に平良地区農地パトロールを行い、場所は、県営久貝団地の南側道路を隔てた場所に位置し、周囲は住宅及び農地に囲まれている。当地は、長年、農地としての利用が無く原野化が著しく今後も耕作が見込めないため、非農地相当と判断しました。

議長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号1番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 次に受付番号2番の現地調査の結果ならびに説明を8番委員にお願いいたします。

喜屋武委員：

受付番号2番の説明をいたします。場所は、大浦漁港の北側約550㎡に位置し、当地は本土復帰以降に保安林から農地への変更を経て、長年農地として利用してきたが、宮古島市施工の排水路整備事業以降は度重なる水害により、農地としての利用が困難な状況のため非農地相当と判断しました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号2番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 次に受付番号3番の現地調査の結果ならびに説明を15番委員にお願いいたします。

田名委員：

受付番号3番の説明をいたします。7月11日に城辺地区農地パトロールを行い、場所は、城辺友利地域の博愛漁港の東側約500㎡に位置し、周囲は農地・墓・沈砂地・道路・海に囲まれている。当地は長年農地としての利用がなく、原野化が著しく、今後も耕作が見込めないことから非農地相当と判断しました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号3番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 次に受付番号4番の現地調査の結果ならびに説明を6番委員をお願いいたします。

砂川委員：

受付番号4番の説明をいたします。7月14日に下地地区農地パトロールを行い、場所は、来間大橋の下地側橋のたもとから約600m北東側に位置し、周囲は農地に囲まれている。当地は長年、雑種地として農地利用がなく、令和2年に農地としての改良目的を試みたが、畑として使用するには多額の費用を要することから非農地相当と判断しました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号4番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 次に受付番号5番の現地調査の結果ならびに説明を6番委員をお願いいたします。

砂川委員：

受付番号5番の説明をいたします。場所は、来間大橋の下地側橋のたもとから約600m北東側に位置し、周囲は農地に囲まれている。当地は長年、雑種地として農地利用がなく、令和2年に農地としての改良目的を試みたが、畑として使用するには多額の費用を要することから非農地相当と判断しました。

議長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委員： 質疑なし

議長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号5番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員： 異議なし

議長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長： 以上で、本日の議案・報告の審議は、すべて終了いたしました。この際、その他の件について、委員からご発言があれば挙手を持ってお願いいたします。

（委員会規則に基づく発言等）

宮古島市農業委員会会議規則第21条（委員の発言）

仲里委員：

農地中間管理機構等に関する勉強会を実施してほしいです。

議長： ほかに発言等はありませんでしょうか。

委員： 発言なし

議長： それでは、以上をもちまして、令和4年第7回宮古島市農業委員会総会を閉会いたします。ありがとうございました。

閉会

令和4年7月25日

会	長	芳	山	辰	巳
1 1	番委員	川	満	広	紀
1 2	番委員	久	保	弘	美